

第5回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

4 新しい人財育成

(4) 外国人材の活躍促進

① 外国人材の確保

(産業戦略部、福祉部、農林水産部、土木部)

令和7年7月30日(水)

1 現状と課題

(1) 人口減少による影響

国立社会保障・人口問題研究所の推計では、本県の生産年齢人口（15～64歳）は今後も減少が続くと見込まれ、令和2（2020）年の1,682千人から、令和32（2050）年には1,139千人（▲32.3%）まで減少すると推計されている。

そのような中、民間信用調査会社の調査によれば、令和7（2025）年1月時点で、正社員が「不足」と感じている県内企業は56.1%で、コロナ禍以降で最も高くなっている。

一方、令和6（2024）年2月時点で、外国人を雇用している県内企業は28.4%、外国人の採用を拡大する意向の県内企業は23.6%となっており、いずれも全国（それぞれ23.7%、16.7%）を上回っている。

（参考1）茨城県の生産年齢人口の将来推計

年	R 2 (2020)	R 12 (2030)	R 22 (2040)	R 32 (2050)
生産年齢人口	1,682千人	1,546千人	1,322千人	1,139千人
総人口に占める割合	58.7%	57.5%	53.5%	50.7%

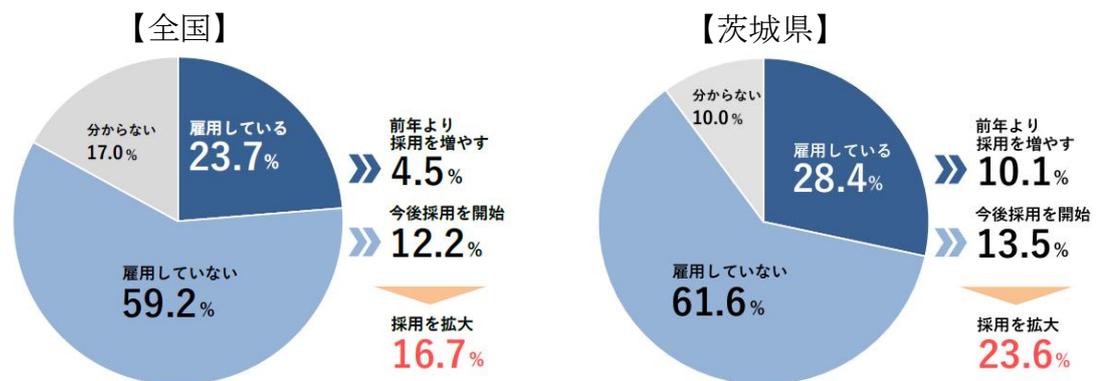
出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

（参考2）正社員が不足と感じている県内企業の割合

年	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	R 7 (2025)
割合	55.8%	44.7%	52.8%	54.7%	52.6%	56.1%

出典：(株)帝国データバンク「人手不足に対する茨城県内企業の動向調査(各年1月時点)」

（参考3）外国人の雇用・採用動向



出典：(株)帝国データバンク「外国人の雇用・採用に対する企業の動向調査（令和6（2024）年2月時点）」

出典：(株)帝国データバンク「外国人の雇用・採用に対する茨城県内企業の動向調査（令和6（2024）年2月時点）」

(2) 本県の外国人労働者の状況

厚生労働省公表「外国人雇用届出状況」によると、令和6(2024)年10月末現在の外国人労働者数は61,909人(全国10位)で、前年同時期と比較し7,034人、12.8%の増となっている。

また、外国人労働者を雇用している県内事業所数は9,441事業所(全国10位)で、前年同時期と比較し799事業所、9.2%の増となっており、労働者数、事業所数ともに平成19(2007)年に届出が義務化されて以来、過去最高となっている。

本県における外国人労働者を産業別でみると、「製造業」が22,690人(構成比36.7%)と最も多く、次いで、「農業、林業」が11,382人(同18.4%)、「サービス業(他に分類されないもの)」が6,512人(同10.5%)、「卸売業、小売業」が5,001人(同8.1%)、「建設業」が3,762人(同6.1%)となっている。

(参考4) 外国人労働者数・雇用事業所数の推移

年		R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)	増加数(R 6-R 5)	増加率(R 6/R 5)
茨城	労働者数(人)	43,340	48,392	54,875	61,909	7,034	12.8%
	事業所数	7,377	7,925	8,642	9,441	799	9.2%
全国	労働者数(人)	1,727,221	1,822,725	2,048,675	2,302,587	253,912	12.4%
	事業所数	285,080	298,790	318,775	342,087	23,312	7.3%

出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況(各年10月末時点)」

(参考5) 産業別外国人労働者数・雇用事業所数(茨城県内)

産業大分類	労働者数(人)	構成比	事業所数	構成比
製造業	22,690	36.7%	1,890	20.0%
農業、林業	11,382	18.4%	2,721	28.8%
サービス業(他に分類されないもの)	6,512	10.5%	535	5.7%
卸売業、小売業	5,001	8.1%	1,173	12.4%
建設業	3,762	6.1%	1,018	10.8%
教育、学習支援業	2,671	4.3%	165	1.7%
医療、福祉	2,627	4.2%	510	5.4%
学術研究、専門・技術サービス業	2,493	4.0%	169	1.8%
宿泊業、飲食サービス業	2,260	3.7%	668	7.1%
運輸業、郵便業	1,085	1.8%	227	2.4%
情報通信業	449	0.7%	71	0.8%
生活関連サービス業、娯楽業	327	0.5%	113	1.2%
公務	158	0.3%	41	0.4%
漁業	144	0.2%	26	0.3%
分類不能の産業	119	0.2%	14	0.1%
不動産業、物品賃貸業	116	0.2%	36	0.4%
複合サービス事業	73	0.1%	38	0.4%
金融業、保険業	30	0.0%	20	0.2%
電気・ガス・熱供給・水道業	8	0.0%	4	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	2	0.0%	2	0.0%
計	61,909	100.0%	9,441	100.0%

出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況(令和6(2024)年10月末時点)」

国籍別では、ベトナムが15,778人（同25.5%）と最も多く、次いで、インドネシアが8,482人（同13.7%）、中国（香港等を含む）が7,965人（同12.9%）となっている。

在留資格別では、「技能実習」が19,445人（構成比31.4%）と最も多く、次いで、「専門的・技術的分野の在留資格」が18,016人（同29.1%）、「身分・地位に基づく在留資格」が17,276人（同27.9%）となっている。

（参考6）国籍別外国人労働者数

国 籍	茨城県		全 国	
	労働者数(人)	構成比	労働者数(人)	構成比
ベトナム	15,778	25.5%	570,708	24.8%
インドネシア	8,482	13.7%	169,539	7.4%
中国(香港等を含む)	7,965	12.9%	408,805	17.7%
フィリピン	7,627	12.3%	245,565	10.6%
ブラジル	4,323	7.0%	136,173	5.9%
タイ	2,813	4.5%	39,806	1.7%
ミャンマー	2,182	3.5%	114,618	5.0%
スリランカ	1,813	2.9%	39,136	1.7%
ネパール	1,768	2.9%	187,657	8.1%
ペルー	1,230	2.0%	31,574	1.4%
G7等(注)	1,136	1.8%	84,173	3.7%
韓国	1,031	1.7%	75,003	3.3%
その他	5,761	9.3%	199,830	8.7%
計	61,909	100.0%	2,302,587	100.0%

注 G7等：仏・米・英・独・伊・加・豪・ニュージーランド、ロシア
 出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況（令和6（2024）年10月末時点）」

（参考7）在留資格別外国人労働者数

在留資格	茨城県		全 国	
	労働者数(人)	構成比	労働者数(人)	構成比
技能実習	19,445	31.4%	470,725	20.4%
専門的・技術的分野の在留資格	18,016	29.1%	718,812	31.2%
うち特定技能	8,612	13.9%	206,995	9.0%
うち技術・人文知識・国際業務	6,380	10.3%	411,261	17.9%
身分・地位に基づく在留資格	17,276	27.9%	629,117	27.3%
資格外活動	4,589	7.4%	398,167	17.3%
特定活動	2,583	4.2%	85,686	3.7%
不明	0	0.0%	80	0.0%
計	61,909	100.0%	2,302,587	100.0%

注 在留資格制度の概要及びその他の在留資格は参考資料1「在留資格について」参照
 出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況（令和6（2024）年10月末時点）」

(参考8) 主な在留資格の概要

在留資格	該当例	在留期間		更新上限	家族帯同
技能実習	技能実習生	1号	法務大臣が個々に指定する期間	通算で最長5年	不可
		2号			
		3号			
特定技能	特定産業分野(※1)の各業務従事者	1号	法務大臣が個々に指定する期間	通算で5年	不可
		2号	3年、1年又は6月	更新回数に制限なし	可
技術・人文知識・国際業務(技人国)	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、語学教師等	5年、3年、1年又は3月		更新回数に制限なし	可

※1 特定産業分野：介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業、林業、木材産業(計16分野)

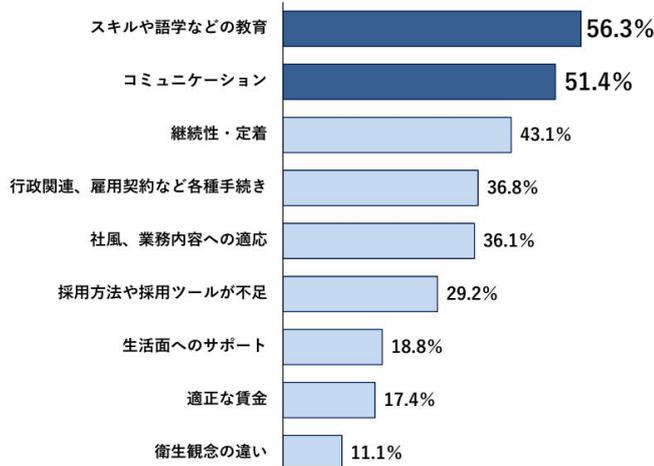
(3) 外国人雇用に関する課題

生産年齢人口の急激な減少が見込まれる中、将来にわたり本県の経済成長を持続させていくためには、その担い手として、意欲と能力のある外国人材を積極的に受け入れていくことが不可欠となっている。

一方で、民間信用調査会社の調査によれば、県内企業からは、外国人材の雇用・採用における課題として、「スキルや語学などの教育」、「コミュニケーション」など、受入れ後の育成・定着に係る事項や、「行政関連、雇用契約などの各種手続き」、「採用方法や採用ツールが不足」など、採用手続き等に係る事項が挙げられており、外国人材の確保から定着までの一貫した支援が求められている。

また、出入国在留管理庁の調査によれば、在留外国人からは、仕事の困りごととして、給料や休暇、労働時間等の課題が挙げられており、世界的な人材獲得競争が激しくなる中、外国人材から選ばれるためには、適切な処遇のもとで能力を十分に発揮できる環境づくりが必要となっている。

(参考9) 外国人の雇用・採用における課題(複数回答)



出典：(株)帝国データバンク「外国人の雇用・採用に対する茨城県内企業の動向調査(令和6(2024)年2月時点)」

(参考 10) 仕事の困りごと (複数回答)

課題	構成比
給料が低い	33.3%
休みが取りにくい	8.1%
労働時間が長い	7.7%
採用、配属、昇進面で日本人と比べて不利に扱われている	7.6%
スキルアップのための研修・支援が限られている	6.5%
毎月の給料の変動が大きい	6.1%
職場での人間関係が上手くいかない	5.4%
企業からの本人及び家族への生活面のサポートが限られている	5.3%
雇用形態が不安定である	5.0%
働く環境が快適ではない	4.2%
職場での日本語やマナーがわからない	3.2%
業務の内容が単純である・つまらない	3.0%
危険な仕事が多い	1.7%
社会保険 (年金、健康保険) に加入させてもらえない	1.0%
その他	3.6%
特にない	46.3%

出典：出入国在留管理庁「令和 6 年度在留外国人に対する基礎調査 (令和 6 (2024) 年 9 月時点)」

(4) 介護分野

① 福祉サービスの担い手の確保

高齢者人口や障害者数の増加に伴い、福祉サービスの需要拡大が見込まれる一方で、生産年齢人口の減少等により、福祉現場を支える人材の不足が深刻さを増している。県民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう福祉サービスを充実させていくためには、その基盤となる福祉人材を安定的に確保することが喫緊の課題となっている。

(参考 11) 令和 22(2040) 年度における介護職員の需給推計 (茨城県内)

	必要数	供給数	不足数
介護職員数(人)	57,000	45,000	12,000

出典：厚生労働省「第 9 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数」

② 外国人介護人材の受入れの状況

介護分野においては、近年、有効求人倍率が 4 倍前後で推移しており、介護人材の担い手不足により外国人介護人材のニーズがますます高まっている。特に、夜勤や服薬介助が可能な在留資格である特定技能 1 号の人材は、平成 31(2019) 年 4 月に制度が新設されてから顕著に増加しており、令和 6 (2024) 年に 1,000 人を超えた。

(参考 12) 特定技能 1 号 (介護) 在留外国人数 (茨城県内)

年	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
特定技能 1 号 (介護) 在留外国人数 (人)	165	450	633	1,036

出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況 (各年 10 月末時点)」

(5) 農林水産分野

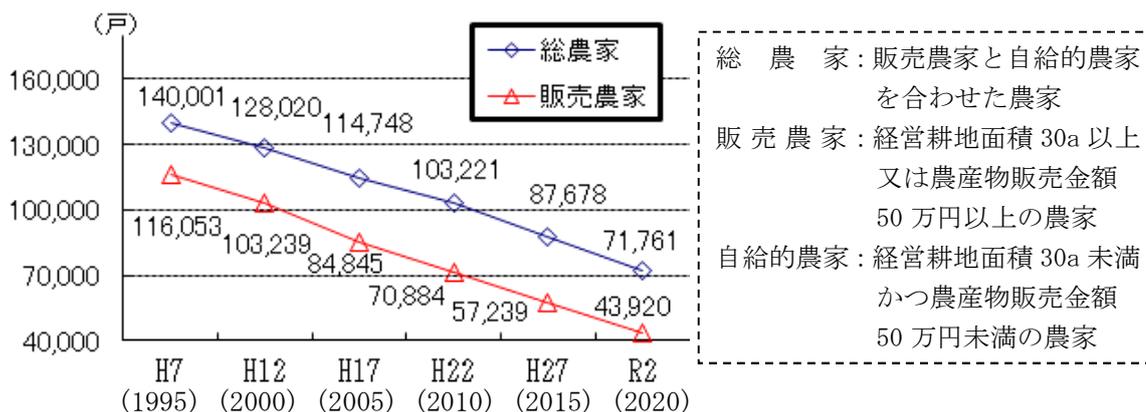
① 農業分野

ア 農業分野における担い手の確保

急激な人口減少の中、平成7(1995)年から令和2(2020)年の25年間で、本県の総農家数は半減し、販売農家数は4割弱にまで減少している。

このような中で、本県農業を将来にわたって発展させていくためには、農業を支える担い手を確保していくことが重要である。

(参考13) 農家数の推移(茨城県内)



出典：農林水産省「農林業センサス(各年2月1日時点)」

イ 外国人労働者の状況

外国人材については、これまでも技能実習生や特定技能外国人といった人材の円滑な受入れを促進し、活用を進めているところであり、県内で農業に従事している外国人は年々増加している。

令和6(2024)年10月末現在において、県内で農業に従事している外国人労働者は11,380人であり、そのうち、72.1%が技能実習生である。近年は、特定技能の外国人材も増加しており、全体の22.3%となっている。

(参考14) 農業における技能実習及び特定技能外国人の推移(茨城県内)

年	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R6構成比 (2024)
総数(人)	7,694	8,581	10,178	11,380	100.0%
技能実習(人)	6,734	7,004	7,815	8,203	72.1%
特定技能(人)	383	947	1,768	2,542	22.3%

出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況(令和6(2024)年10月末時点)」

② 林業分野

ア 林業分野における担い手の確保

林業においても本県の従事者数は平成 2 (1990) 年から令和 2 (2020) 年までの 30 年間で約 6 割に減少しており、労働力不足は深刻である。適切な森林整備、特に人工林伐採後に行う再生林や下刈等の作業を担う人材の確保が喫緊の課題となっている。

(参考 15) 林業従事者数の推移 (茨城県内)

年	H 2 (1990)	H12 (2000)	H22 (2010)	R 2 (2020)
林業従事者数 (人)	933	795	510	580

出典：総務省「国勢調査 (各年 10 月 1 日時点)」

イ 外国人労働者の状況

林業分野に従事する外国人労働者の在留資格はこれまで技能実習 1 号のみで、1 年間しか就労できなかったことから、活用は進んでいない (林業における外国人労働者数 1 人 (令和 2 (2020) 年国勢調査))。

令和 6 (2024) 年に技能実習 2 号・3 号、特定技能 1 号の対象分野に林業が追加され、長期の就労が可能となった。

③ 水産業分野

ア 水産業分野における担い手の確保

本県の漁業就業者数は平成 5 (1993) 年から令和 5 (2023) 年の 30 年間で約 6 割まで減少しており、漁労作業に従事する船員の確保が課題となっている。

(参考 16) 漁業就業者数の推移 (茨城県内)

年	H 5 (1993)	H20 (2008)	R 5 (2023)
漁業就業者数 (人)	1,893	1,551	1,083

出典：農林水産省「漁業センサス (各年 10 月末日までの 1 か年)」

イ 外国人労働者の状況

水産業分野における外国人労働者の在留資格は、漁業と養殖業の 2 種類があるが、県内では主に漁業における外国人材の活用が進んでいる。

県内の漁業協同組合では、平成 27 (2005) 年から沖合漁業にて外国人技能実習生の受入れを開始し、令和 6 (2024) 年現在で大中型まき網を中心に 128 人の技能実習生及び特定技能外国人が漁業に携わっている。また、近年は沖合漁業だけでなく、沿岸漁業においても外国人材の活用が進んでいる。

(参考 17) 漁業分野における技能実習及び特定技能外国人 (茨城県内)

区分	技能実習			特定技能		計		
	うち 1 号	うち 2 号	うち 3 号	うち 1 号	うち 2 号			
人数 (人)	91	30	55	6	37	37	—	128

出典：茨城県内の漁業協同組合聞き取り (令和 6 (2024) 年 3 月末の状況)

(6) 建設分野

① 建設分野における担い手の確保

インフラ老朽化対策や自然災害に対する復旧活動など重要な役割を担っている建設業においては、令和5(2023)年の全国の就業者数が483万人と、ピーク時の平成9(1997)年(685万人)から26年間で約3割減少しており、建設分野における新たな担い手の確保・育成は喫緊の課題となっている。

(参考18) 建設業就業者数の推移(全国)

年	H9(1997)	R5(2023)	増加率(R5/H9)
建設業就業者数	685万人	483万人	▲29.5%

出典：国土交通省資料(総務省「労働力調査」より国土交通省作成)

② 外国人労働者の状況

県内の建設分野における外国人労働者数は、令和6(2024)年10月で3,762人となっており、近年増加率が高い(R6/R5前年比28%増)。特に専門工事業者(※2)からは、即戦力となる外国人材を求める声がある。

※2 専門工事業者：主に下請として各種専門工事(「鉄筋」「大工」など27業種)の施工を行う建設業者

(参考19) 建設業における在留資格別外国人労働者数(茨城県内)

	専門的・技術的分野の在留資格			技能実習	その他	計
		技人国	特定技能			
人数(人)	817	423	365	2,240	705	3,762
割合	21.7%	11.2%	9.7%	59.5%	18.7%	100.0%
増加率(R6/R5)	75%	54%	117%	20%	17%	28%

出典：厚生労働省「外国人雇用届出状況(令和6(2024)年10月末時点)」

2 施策の方向性

(1) 外国人材の確保・育成・定着

① 外国人材の雇用の促進

産業を支える優秀な外国人材を確保するため、国内外の外国人材と県内企業との橋渡しを行うとともに、茨城県外国人材支援センターによる採用から定着まで一貫した企業支援などに取り組んでいる。

ア 海外教育機関や地方政府との連携

- ・ 本県に継続的かつ安定的に外国人材を確保・育成するため、人材の育成・送出し・受入れのための協力覚書を、ベトナム、インドネシア、モンゴル、インドの地方政府機関や教育機関と締結し、現地での県内企業説明会やインターンシップなどを実施
- ・ ベトナム・ロンアン省とは、介護及び製造業において、県内事業者が技能実習生を受け入れ、介護福祉士や特定技能へと育成する「茨城県コース」を展開

- ・ インド・アミティ大学とは、学内に日本語講座を開設し、日本語学習からのインターンシップ、就職面接会まで一気通貫したスキームを構築

(参考 20) 海外の教育機関等との協力覚書の状況

国名	協力覚書締結先	締結日
ベトナム	労働・傷病兵・社会問題省、ロンアン省	R 1 (2019). 11. 26
インドネシア	インドネシア教育大学	R 2 (2020). 11. 26
モンゴル	新モンゴル学園	R 4 (2022). 2. 9
インド	アミティ大学	R 6 (2024). 7. 17

イ 現地送出国と県内企業との橋渡し

- ・ インドについて、高度人材以外にも介護、農業、製造業など幅広い業種において人材が豊富であることに着目し、実績とノウハウを有する優良な現地送出国を開拓して、現地視察ツアーなどを通じ県内企業との橋渡しを推進

ウ 産官学連携のコンソーシアム（※3）による外国人留学生の就職促進

- ・ 県内大学や経済団体等とコンソーシアムを立ち上げ、県内大学の外国人留学生を対象に、県内企業の視察ツアーやインターンシップ、企業説明会などの一連の就職イベントをパッケージ化して実施

※3 コンソーシアム：互いに力を合わせて目的に達しようとする組織や集団、共同事業体

(参考 21) 茨城県留学生就職促進コンソーシアム概要

設立日	令和6(2024)年8月23日	
参画団体	大学	茨城大学、筑波大学
	経済団体等	茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会、茨城県中小企業家同友会、いばらき中小企業グローバル推進機構
	関係団体	茨城県国際交流協会
	行政	厚生労働省茨城労働局、茨城県（事務局）

【R 6 (2024) 年度取組実績】

- ・ インターンシップ 実施企業 11 社、参加留学生 37 名

エ 茨城県外国人材支援センターの運営・日本語学習機会の提供

- ・ 茨城県外国人材支援センターに専門アドバイザーを配置し、県内企業からの受入れ前の就労環境の整備や在留資格等に関する相談に対応するほか、就職マッチングや定着に向けたセミナー等を実施
- ・ 外国人材が就労や生活に必要な日本語能力を向上させ、定着につなげるため、日本語学習支援 e-ラーニングシステムを無償で提供

(参考 22) 茨城県外国人材支援センターの概要

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
相談件数	983 件	1,035 件	1,218 件	1,295 件
就職マッチング件数	20 件	29 件	65 件	95 件

(参考 23) 日本語学習支援 e-ラーニングシステムの概要

メニュー	<ul style="list-style-type: none">・ 初級者向け「生活の日本語」コース・ 一般的な仕事で使う日本語や、介護、外食・接客、ITエンジニアの各分野に対応した「仕事の日本語」コース・ 日本語能力試験N1～N5に対応した「JLPT対策」コース・ 特定技能の申請に使用できるJFT-Basicに対応した「特定技能試験対策」コース
対応言語	10 か国語 (英語、インドネシア語、ベトナム語、ミャンマー語、タガログ語、タイ語、モンゴル語、ネパール語、中国語、クメール語)
登録者数	948 人 (うち企業経由 69 社、819 人) R 6 (2024)年度末現在

② 外国人材の就労環境の整備

外国人材が持てる能力を十分に発揮し、安心して働くことができる環境づくりを目指し、適正雇用に向けた意識啓発や優良事例の横展開を図っている。

ア 外国人材適正雇用推進宣言制度

- ・ 「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」の適正雇用3原則の標語を定め、県内事業者や業界団体などを対象に、事業者等が自ら適正雇用を宣言する制度を創設し、令和7(2025)年4月14日から募集を開始
- ・ 宣言事業者等にはステッカーを配布し、企業のCSR(いわゆる「社会的責任」)として取り入れてもらうことなどにより、業界やサプライチェーン全体で適正雇用を促進

イ 外国人受入優良企業認定制度

- ・ 外国人材が共に活躍できる職場づくりにおいて、優れた取組を行う企業を「茨城県外国人受入優良企業」として認定する制度を創設し、令和7(2025)年夏頃から募集を開始
- ・ 認定企業の取組を公表することにより、優良事例を県内全体へと横展開

(2) 介護分野

外国人介護人材の受入れから育成、定着を支援することにより、将来にわたって本県の介護現場で活躍できる人材の確保を図る。

これまで、ベトナムやネパールなどからの人材確保に取り組んできたが、深刻さを増す介護人材不足に対応するため、これらに加え、人口が世界最大で語学に優れた能力を持つ若い人材が豊富なインドからの人材確保にも取り組んでいる。

① 外国人介護人材の確保

- ・ インド人材獲得に向けた機運醸成・理解促進の取組を実施（介護事業者向け海外現地視察ツアー、セミナー開催、PR動画制作等）（令和7（2025）年度～）
- ・ 介護事業者が外国人材を獲得するための採用活動を支援（令和7（2025）年度～）
- ・ 介護福祉士養成校の留学生の就職先マッチングを支援
- ・ 介護事業者が留学生に給付する奨学金の一部を支援

（参考24）介護分野における海外の教育機関等との協力覚書の状況

国名	協力覚書締結先	締結日
ベトナム	ドンズーハノイ日本語センター	R 5 (2023). 11. 20
ネパール	アジサイ日本語学校 外2校	
インド	日本語センター 外1校	R 6 (2024). 5. 29

（参考25）介護福祉士養成校の留学生の就職支援状況

実施主体	茨城県介護分野留学生受入促進協議会（R 4（2022）～）
就職相談会等 （R 6（2024））	就職相談会 5回（のべ15法人参加） 施設戸別訪問 27施設
留学生受入実績	ベトナム18名、ネパール10名、インド5名
就職実績	8名（1期生全員：R 7（2025）年4月就職）

（参考26）外国人留学生奨学金等給付支援の概要及び実施状況

事業開始	R 6（2024）年度
補助対象	外国人留学生に学費や生活費等の奨学金を貸与等する介護事業者
基準額	日本語学校の学費 年額60万円以内 日本語学校・介護福祉士養成校の生活費 年額36万円以内
補助率	1／3
実績	12法人・37名（R 6（2024）年度）

② 外国人介護人材の受入環境整備

- ・ 外国人介護人材が介護福祉士として長期間活躍できるよう日本語や国家試験対策等を支援
- ・ 外国人介護人材の受入支援のため、茨城県外国人材支援センターに介護専門アドバイザーを配置（令和7（2025）年度～）

（参考27）介護分野の外国人材受入れに関する研修実施状況（R 6（2024）年度）

外国人材向け	対象	技能実習生、特定技能1号外国人
	内容	介護に必要な日本語、介護の専門知識・技能向上
	実績	8回開催、26人参加
受入施設向け	対象	外国人材を受け入れている施設等の職員
	内容	日本語コミュニケーション、介護技術のサポート方法
	実績	5回開催、25人参加

(3) 農林水産分野

① 農業分野

外国人材の農業現場への受入れが円滑に進むよう、外国人材の雇用について、社会保険労務士等の専門家を農家に派遣し、課題解決を支援するとともに、農家に対する研修会等を開催して、適切な労務管理や労働環境について意識醸成を図っているところ。

また、令和元(2019)年度から、特定技能制度により受け入れた外国人材が即戦力として経営を支える担い手となるよう、フォークリフト技能講習などの農業に必要な資格の取得経費の一部を助成する制度を設け支援している。

さらに、優秀な外国人材に対して在留期間の更新回数の制限がない特定技能2号への移行を促すよう、農家や登録支援機関に対して情報発信や意識啓発を行っている。

(参考 28) 労働環境改善に係る専門家派遣実績

年度	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
支援対象者数 (経営体)	21	15	10	16
専門家派遣延べ件数 (件)	84	52	68	67
うち労働環境改善に係る相談数 (件)	13	11	17	12

② 林業分野

他県での外国人労働者の雇用状況等、関連情報の収集に努めるとともに、茨城県林業労働力確保支援センターが実施する説明会や研修会の開催への支援等を通じて、在留資格の範囲が拡大されたことを含めて、技能実習制度及び特定技能制度の周知徹底を図っている。

③ 水産業分野

茨城県漁業就業者確保育成センターにおいて、外国人材に関する制度等の情報収集や漁業団体におけるニーズの把握、外国人材に関する国の施策の周知に努めている。

また、外国人材の定着を図るため、特定技能1号の外国人材が特定技能2号として就労できるように、在留資格の移行に必要な日本語能力試験について、試験回数や受験会場の選択肢の増加などの試験制度の改善と、受験環境の整備や日本語能力向上に向けた講習会の開催などの試験対策への支援策の両面から充実を図るよう、国に対して要望している。

(4) 建設分野

さらなる外国人材の雇用促進を図るため、建設業界のニーズの把握や、優良事例の横展開、県の外国人材関連施策の業界への情報提供に努めるとともに、ダイバーシティ推進のインセンティブとして、外国人材を雇用する建設業者への入札参加資格審査(格付)における加点措置等の取組を進めている。

【主な取組事項】

- ・ 外国人材を雇用する建設業者へのヒアリング調査や業界へのアンケート調査等による建設業界のニーズの把握
- ・ 建設業者向けのフォーラムの開催等による外国人材雇用の優良事例（安全管理や日本語学習支援等）の横展開
- ・ 県の外国人材関連施策の業界への情報提供
- ・ 入札参加資格審査（格付）における外国人材を雇用する建設業者への加点措置

3 今後の対応・改善の方向

（1）外国人材の確保・育成・定着

協力覚書を締結した海外教育機関や地方政府との連携、産官学連携のコンソーシアムによる外国人留学生の就職促進などにより、優秀な外国人材の確保・育成に全力で取り組んでいく。

特に、世界最大の人口を有し、かつ、意欲と能力のある若い人材が豊富であるインドについては、現地大学の日本語講座を通じて育成した学生に対する県内企業でのインターンシップの実施や、優良な現地送出機関と県内企業との橋渡しなどを通じて、円滑な受入れから定着へと繋げてゆく。

また、外国人材適正雇用推進宣言制度や外国人受入優良企業認定制度の推進により、外国人材が長期的に活躍してもらえる環境づくりに取り組んでいく。

（2）介護分野

増大する介護サービスの担い手となる外国人介護人材の受入れから育成、定着を支援することにより、将来にわたって本県の介護現場で活躍できる人材の確保を図る。

特に、特定技能1号等、在留期間に制限のある人材が、在留期間の更新回数に制限のない在留資格「介護」に切り替え、本県に定着し長く働き続けられるよう、介護福祉士国家資格取得に向けた研修支援や、茨城県外国人材支援センターのアドバイザーによる相談対応により、受入環境整備を充実させていく。

（3）農林水産分野

農林水産分野における外国人労働力の需要などを踏まえて、外国人材に関する制度等の情報発信に取り組むとともに、就業促進の取組を支援していく。

また、令和5年(2023)年8月から、「特定技能2号」の在留資格に農業分野や漁業分野が加えられたことで、要件を満たせば、技能に習熟した外国人材が、帰国せずに働き続け、定住や家族の帯同も認められるようになったことから、優秀な外国人材が地域を支える担い手となれるよう支援していく。

（4）建設分野

建設業界のニーズの把握や外国人材雇用の優良事例の横展開、県の外国人材関連施策の情報提供等に努めるとともに、入札参加資格審査における外国人材を雇用する建設業者への加点措置等の取組を進めることにより、さらなる外国人材の雇用促進を図る。

（添付資料）

- ・ 参考資料1「在留資格について」

在留資格一覽表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食物品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

制度概要 ①在留資格について

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：293,008人（令和7年2月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：1,351人（令和7年2月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、（16分野）**農業**、**漁業**、**飲食料品製造業**、**外食業**、林業、木材産業
（赤字は特定技能1号・2号でも受入れ可。黒字は特定技能1号のみで受入れ可。）

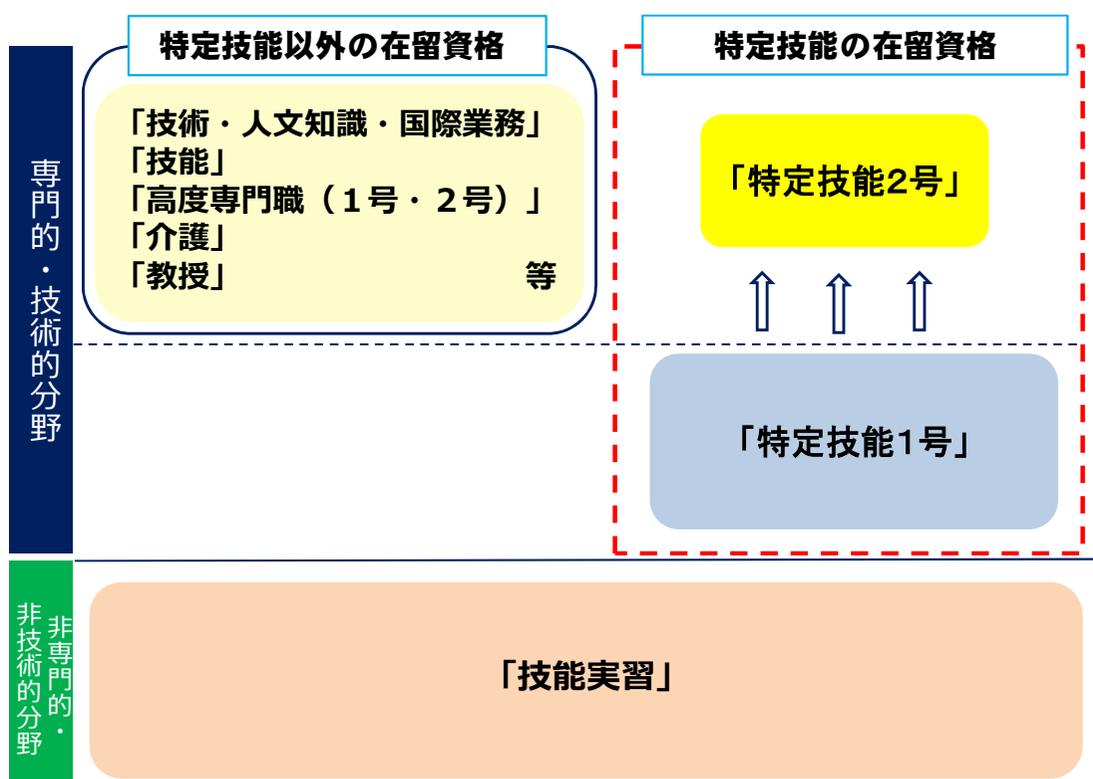
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（タクシー・バス）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】



技能実習と特定技能の制度比較

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

第5回 未来を拓く新たな茨城づくり
調査特別委員会資料

4 新しい人財育成

(4) 外国人材の活躍促進

② 外国人材の生活支援

(県民生活環境部、保健医療部、教育庁、
警察本部)

令和7年7月30日(水)

<総合計画における関連する指標>

政策 15 自分らしく輝ける社会

施策 1 多様性を認め合い、一人ひとりが尊重される社会づくり

No	指標名	単位	現状値 (注1)	R 5 (2023) 実績			目標値
			R 2 (2020)	達成率	評価	R 7 (2025)	
70	多文化共生サポーター バンクへの新規登録者数	人	914 注2	1,224 注3	102%	A	1,400 注4

注1 計画策定時における直近の実績値

注2 H26(2014)年度～R 2 (2020)年度累計

注3 H26(2014)年度～R 5 (2023)年度累計

注4 H26(2014)年度～R 7 (2025)年度累計

1 現状と課題

(1) 人口減少による影響

急激な人口減少による人手不足が深刻さを増す中、国内外で産業を支える人材としての優秀な外国人材の需要が高まっており、外国人材から選ばれる県づくりに向けた環境の整備が喫緊の課題となっている。

本県においては、県内に在留する外国人は、令和6(2024)年12月末現在で、10万人を超えるなど、過去最高を記録し、10年前と比較すると、約2倍に増加している。

また、教育現場における外国人児童生徒数も年々増加しており、本県の公立学校に在籍する外国人児童生徒数も過去最高を記録している。

(参考1) 在留外国人数の推移 (各年12月末現在)

(単位：人)

	H26年 (2014)	R 1年 (2019)	R 4年 (2022)	R 5年 (2023)	R 6年 (2024)
全国	2,121,831	2,933,137	3,075,213	3,410,992	3,768,977
本県	52,009	71,125	81,478	91,694	102,549

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(参考2) 県内公立学校の外国人児童生徒数の推移 (各年5月1日現在)

(単位：人)

	R 3年 (2021)	R 4年 (2022)	R 5年 (2023)	R 6年 (2024)	R 7年 (2025)
小学校	2,012	2,126	2,377	2,557	2,794
中学校	899	951	998	1,121	1,255
義務教育学校	180	197	206	215	236
高等学校等	505	578	639	742	871
合計	3,596	3,852	4,220	4,635	5,156

出典：茨城県教育委員会調べ

(2) 外国人が住みやすい環境づくり

県内に在留する外国人は、国籍・地域別では、ベトナムが最も多く、次いで、中国、フィリピン、インドネシアの順と続いている。

また、市町村別では、在留外国人の人数はつくば市が最も多く、市町村の人口に占める在留外国人の割合では、常総市が最も高く、12.2%となっている。

今後も県内在留外国人の増加が見込まれることから、日本語に不慣れであっても、安心して働き、生活できるよう、母語による相談・支援体制の充実など外国人が住みやすい環境づくりを進める必要がある。

(参考3) 国籍・地域別の主な状況 (令和6(2024)年12月末現在) (単位:人)

国籍・地域	ベトナム	中国	フィリピン	インドネシア	ブラジル	スリランカ
人数	20,287	12,959	12,037	10,529	5,908	5,682
対前年増減	2,124	613	621	2,167	△278	1,632

出典: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(参考4) 在留外国人数の多い市町村 (令和6(2024)年12月末現在) (単位:人)

市町村	つくば市	常総市	土浦市	古河市	坂東市	水戸市
人数	14,275	7,153	6,554	5,911	4,565	4,524
対前年増減	1,163	352	909	827	721	467

出典: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(参考5) 人口に占める在留外国人の割合が高い市町村 (令和6(2024)年12月末現在) (単位:人)

市町村	常総市	八千代町	銚田市	坂東市	下妻市	大洗町
外国人	7,153	2,097	4,159	4,565	3,268	1,147
人口	58,745	20,325	44,293	50,803	41,420	14,663
割合	12.2%	10.3%	9.4%	9.0%	7.9%	7.8%

注 市町村人口は県常住人口の数値 (令和7(2025)年1月1日現在) を使用

出典: 出入国在留管理庁「在留外国人統計」

(3) 日本語教育の支援

県内公立学校における外国人児童生徒数が過去最高となる中、外国人児童生徒の中には日本語でのコミュニケーションがとれないため、日本の学校生活への適応や卒業後の進路選択などに課題がある児童生徒がおり、きめ細かな日本語指導が必要となっている。

(参考6) 県内公立学校の日本語指導が必要な外国人児童生徒数 (各年5月1日現在) (単位:人)

	R3年 (2021)	R4年 (2022)	R5年 (2023)	R6年 (2024)	R7年 (2025)
小学校	988	1,077	1,199	1,326	1,545
中学校	329	366	385	466	535
義務教育学校	45	46	55	70	84
高等学校等	101	132	182	270	343
合計	1,463	1,621	1,821	2,132	2,507

出典: 茨城県教育委員会調べ

2 施策の方向性

(1) 外国人が住みやすい環境づくり

① 相談・支援体制の充実

ア I BARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター制度の推進

外国人コミュニティなどで活躍する方を「I BARAKI ネイティブコミュニケーションサポーター」として認定し、生活上の困りごと相談や情報提供などを担う制度を令和6(2024)年1月に創設した。

サポーターの主な活動内容として、病院への付添いや市役所等での手続きのアドバイスのほか、交通ルールや熱中症対策といった生活に役立つ情報の外国人コミュニティへの周知など、幅広く活動している。

(参考7) サポーターの状況 (令和7(2025)年4月1日現在)

認定者数	70名 (24か国・地域、21言語)
主な国籍	ベトナム、中国、スリランカ、韓国、ネパール ほか

イ 専門家相談会の開催

外国人の日常生活における問題のうち、解決に専門的な知見を必要とする事案に対応するため、弁護士、行政書士、社会保険労務士等の専門家による無料相談会を年5回開催している。

(参考8) 相談会の開催状況 (令和6(2024)年度実績)

日程・会場 (相談件数)	① 令和6(2024)年6月30日(日)・土浦市役所 (34件)
	② 〃 9月8日(日)・筑西市立中央図書館 (13件)
	③ 〃 10月20日(日)・鹿嶋市立中央公民館 (4件)
	④ 〃 11月10日(日)・つくば市役所 (40件)
	⑤ 令和7(2025)年1月26日(日)・古河市中央公民館 (24件)
対応言語	英語、中国語、ベトナム語、タイ語、ポルトガル語等 11言語
相談内容	在留資格関係、労働関係、家族関係 等
専門家	弁護士、行政書士、社会保険労務士、出入国在留管理庁職員 等

ウ 外国人相談センターでの相談対応

(公財) 茨城県国際交流協会が運営する「外国人相談センター」において、日本語を含む 11 の言語で相談員が外国人の生活全般に関する相談に対応している。

(参考 9) 外国人相談センターにおける相談対応の状況 (令和 6 (2024) 年度実績)

対応言語	日本語・英語・中国語・韓国語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語 (フィリピン)・タイ語・インドネシア語・ベトナム語・シンハラ語 (スリランカ)
対応件数	計 976 件
主な内容	在留資格関係 167 件、暮らし・運転免許関係 181 件、婚姻関係 102 件、翻訳・通訳 235 件 ほか

エ 医療機関・薬局における外国人患者受入体制の整備

日本語が不自由な外国人患者も日本人と同等の医療サービスを受けられるよう、医療機関・薬局向けに電話等による多言語遠隔医療通訳サービスの提供を行っている。

(参考 10) 多言語遠隔医療通訳サービスの概要

利用対象	県内の医療機関・薬局
登録機関数	343 機関 (令和 7 (2025) 年 7 月 15 日現在) (内訳) ・ 病 院 : 63 機関 注 : うち救急告示病院 39 機関 / 76 機関中 (半数以上が登録) ・ 一般診療所 : 116 機関 ・ 歯科診療所 : 32 機関 ・ 薬 局 : 132 機関
提供機能	① 電話回線による電話通訳 ② 専用アプリによるインターネット電話通訳 ③ 専用アプリによるビデオ通訳 ④ 専用アプリによる機械翻訳
提供時間	24 時間 365 日 注 : ビデオ通訳のみ提供時間の制限あり
提供言語	32 言語 (県内在留外国人の約 99% をカバー) 〔英語、ベトナム語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ポルトガル語、タイ語、シンハラ語、韓国語、ウルドゥー語、ネパール語、スペイン語、ロシア語、フランス語、モンゴル語、ヒンディー語、ペルシャ語、広東語、ミャンマー語、ベンガル語、ラオス語、アラビア語、ダリー語、イタリア語、クメール語、ドイツ語、トルコ語、台湾語、パシュトー語、ウクライナ語、タミル語、マレー語〕

オ 免許の取得体制の整備

通常の運転免許試験について、学科試験を 20 言語で実施している。また、申請者の多い外国免許切替について、待機日数の短縮や利便性の向上を図るため、職員を増員して処理能力を強化しているほか、オンラインによる予約システムや通訳システムの導入を進めている。

(参考 11) 外国人の免許保有者数の推移

(単位：人)

	R 2 年 (2020)	R 3 年 (2021)	R 4 年 (2022)	R 5 年 (2023)	R 6 年 (2024)
免許保有者数	25,848	27,199	29,443	32,887	36,030

(参考 12) 免許の取得体制の整備状況

通常試験	<ul style="list-style-type: none">学科試験の多言語化（令和 6（2024）年 6 月から） 英語、中国語、ベトナム語、タイ語等 20 言語
外国免許切替	<ul style="list-style-type: none">処理能力の強化（令和 7（2025）年 4 月から） 書類審査等を行う職員を増やし、待機日数を短縮各種システムの導入（令和 7（2025）年度中） オンラインで予約や通訳（通訳言語 32 言語）を行うシステムを導入し、利便性を向上

② 地域における支援体制の強化

ア 日本語学習支援者研修の実施

地域における日本語学習環境の充実を図るため、日本語教室のボランティア等を対象に、日本語の教え方などに関する研修を実施している。

(参考 13) 日本語学習支援者研修の実施状況（令和 6（2024）年度実績）

実施回数	全 3 回
出席者数	のべ 53 名
内容	日本語教育有識者による講義、グループワーク（学習支援に際しての課題の共有、解決策の検討など）

イ 災害時外国人支援研修の実施

災害時に自治体職員等の関係者が外国人の適切な支援を行えるようにするため、多言語での情報提供や避難所対応の演習を含む研修（オンライン及び実践型）を実施している。

(参考 14) 災害時外国人支援研修の実施状況（令和 6（2024）年度実績）

	開催日	出席者数	内容
オンライン研修	11 月 6 日	43 名	災害時の外国人支援の現状や必要性、課題など基礎的な内容についての講義
実践型研修	11 月 22 日	42 名	災害時の多言語での情報発信や外国人被災者のニーズ把握を行う演習を通じて支援のノウハウなどを学ぶ訓練

(2) 日本語教育の支援

小中高等学校等において、日本語指導が必要な児童生徒の習熟の程度に応じて、日本語指導担当教員や日本語支援員による対面での支援、大学と連携したオンライン等を活用した支援を実施している。

① 外国人児童生徒に対する日本語教育支援（小・中学校）

ブラジル人児童生徒が多数在籍する常総市内の公立小中学校において日本語指導教室を開設し、日本人教員と母語支援ができる日本語支援員による手厚い指導や習熟度に応じた日本語指導を実施するとともに、ブラジル人学校へ日本人教員と日本語支援員を派遣し日本語指導の支援と交流を図るほか、公立小中学校との文化・スポーツ等の交流を実施している。

また、日本語指導が必要な外国人児童生徒が多い8市町（令和7(2025)年度）の公立学校を対象として、対面による日本語支援員による日本語初期支援を実施するとともに、これら8市町^注以外においても、日本語指導を希望する児童生徒が在籍している公立学校を対象に、大学生等によるオンラインでの日本語支援を実施している。

注 土浦市、古河市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、大洗町、境町

② 高等学校における外国人生徒支援

県立高校7校（重点校：結城第一、石下紫峰、支援校：江戸崎総合、筑波、荖崎、結城第二、坂東清風）において外国人生徒等への支援を充実するため、日本語を母語としない生徒も個々の能力を発揮できる教育体制を構築し、地域社会の担い手として育成している。

(参考 15) 高等学校外国人生徒支援事業の支援メニュー

支援メニュー	言語能力に応じた学習支援		学校生活の支援体制の構築
	重点校	重点校・支援校	重点校・支援校
対象			
内容	<ul style="list-style-type: none">大学と連携した日本語能力診断テストの実施個別支援計画の作成キャリア教育の充実国数英等で日本語習熟度別授業英語が得意な生徒に対する発展的な授業の実施	<ul style="list-style-type: none">日本語指導支援員の派遣によるきめ細かな日本語指導	<ul style="list-style-type: none">外国人生徒支援コーディネーターの配置により学校生活支援に関する総合調整の実施母国語での通訳・翻訳支援、言語スタッフや関係機関等と連携した相談体制の構築

3 今後の対応・改善の方向

(1) 外国人が住みやすい環境づくり

日本語に不慣れな外国人が地域で取り残されないよう、母語による相談・支援体制の強化や、生活に必要な日本語の習得支援など、長期的に活躍していただける環境を整備することにより、世界から選ばれる県づくりを推進していく。

さらに、外国人住民と地域住民との共生を図るためには、相互理解の促進や信頼関係の構築が不可欠となるため、地域における交流の場の創出や、外国人住民が地域社会に円滑に参画できる環境づくりに取り組んでいく。

(2) 日本語教育の支援

小中高等学校等においては、外国人児童生徒の増加等に応じて、日本語指導体制の拡充を検討するなど、児童生徒が地域で共生するための支援体制の充実に取り組んでいく。